

京都府立桃山高等学校 生徒心得

(制服規程)

登下校及び学校生活における制服について、次のとおり定める。

1 指定の制服

基準服	・ブレザー ・スラックスまたはスカート ・シャツ ・ネクタイ
準基準服	・ベスト ・セーター ・リボンタイ
オプション	・半袖開襟シャツ ・セーラー型半袖ブラウス

2 着用について

- ・ブレザーの左衿には校章をつけること。
- ・ブレザー着用時はネクタイまたはリボンタイを着けること。
- ・ネクタイまたはリボンタイを着用するときは、第一ボタンが隠れる位置で着用すること。
- ・オプションの着用は6月～9月の期間限定とする。
- ・式典時はセーラー型半袖ブラウス、半袖開襟シャツは着用できない。
- ・入学式、卒業式はブレザーを着用すること。

(登下校)

- 1 登校・下校に際しては、交通法規をよく守り、安全に十分留意すること。
- 2 始業時刻は8時30分である。余裕をもって学習に取り組めるよう、1限目の「ベル着」を徹底する。そのため、自転車通学者は8時20分までに、徒歩通学者は予鈴（8時25分）までに、校内に入ること。
- 3 補習や部活動が終了した後は速やかに下校すること。
- 4 始業時から授業終了まで、校外に出てはいけない。

(服装・所持品等)

- 1 登下校の際は、制服規程に定められた所定の制服を着用すること。
- 2 校外に出向く学校行事、部活動、ホームルーム行事等においては、特別の指示がない限り制服で参加すること。土曜、日曜、祝日（長期休業期間も含む）の登下校の場合も同様である。
- 3 登下校の通学靴は、活動しやすいものとする。校内では指定の上履きを使用すること。体育館内は指定の体育館専用シューズを使用すること。

- 4 頭髪の特別加工（パーマ、エクステ、染色、脱色など）、アクセサリー（指輪、ネックレス、ブレスレット、イヤリング、ピアス、カラーコンタクト）、口紅、化粧、マニキュアなどは禁止する。
- 5 すべての所持品には、名前を明記し、その保管には十分留意すること。貴重品は身体から離さずに管理すること。
- 6 学校生活に不必要なもの（高額な金銭・貴重品等）は持ち込まないこと。
- 7 生徒証は常時携行すること。
- 8 校内における拾得物はすべて生徒指導部に届けること。
- 9 物を紛失した際は、生徒指導部に届け出ると同時に、落とし物ケースを確認すること。

（自転車通学）

- 1 自転車通学を希望する生徒は、雨合羽を準備して「自転車通学許可」を申請し、許可決定後、学校認可のステッカーを貼った自転車を使用すること。なお、自転車は必ず施錠して指定の場所に駐輪すること。
- 2 自転車保険に加入していること。（京都府 京都市の条例による）
- 3 交通法規を遵守して安全走行に努めるとともに、交通マナーを実践すること。
- 4 二人乗り、傘さし運転（付帯）や並列走行、不法駐輪、音楽機器・携帯電話（端末）を使用しての走行等、道路交通法違反にあたる行為を行った場合、自転車通学許可を一定期間取り消す。
- 5 ヘルメットの着用は努力義務に努める。

（生活上の諸注意）

- 1 飲酒・喫煙・暴力行為・万引き等法律に違反する行為は絶対に行わないこと。
- 2 法令で禁止されている飲食店 娯楽遊戯場への出入りは禁止する。
- 3 アルバイトは原則として禁止する。ただし、家庭の事情（経済的理由）でやむを得ない場合は、「アルバイト許可願」に必要事項を記入し、担任を経て許可を得ること。